

第 6276 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月 6日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 経営セーフティ共済

Q : 得意先が倒産した場合に借入れすることができて、掛金が損金になるものがあるようですが、どのようなものですか？

A : 経営セーフティ共済というもので、中小企業基盤整備機構が取り扱っています。

【解説】

経営セーフティ共済とは、中小企業倒産防止共済制度と呼ばれていたもので、中小企業又は個人事業者の得意先の倒産に備えておくものです。概要は次のとおりです。

① 毎月の掛金

掛金は5,000円から200,000円まで5,000円刻みで選ぶことができ、総額が800万円になるまで積み立てることができます。

② 掛金の税務処理

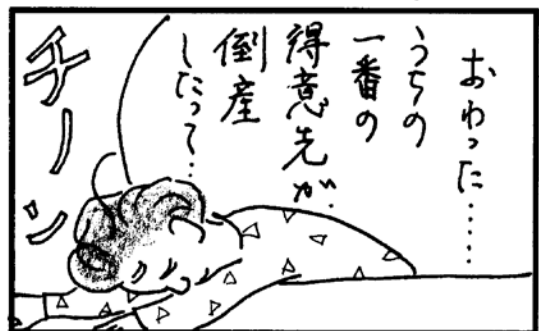
掛金は、税法上損金(法人)又は必要経費(個人)に算入することができます。

③ 共済金の貸付け

加入後6ヶ月以上経過して、得意先が倒産し、売掛金等が回収困難となった場合は、共済金貸付が受けられます。共済金貸付は、無担保、無保証人、無利子です。返済期間は5年から7年(据置期間6ヶ月)で毎月元金均等返済です。貸付額は、回収困難となった売掛金等の額と掛金総額の10倍相当額(最高8,000万円)とのいずれか少ない額の範囲内で契約者が請求した額となります。

④ 中途解約

中途解約した場合、掛金が満額返還されない場合がありますので注意してください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】